

令和8年度 大阪府インターンシップ事務手続要領〈学生用〉

この要領は、大阪府のインターンシップ生として実習を希望する学生が必要な事務手続き等について記載したものです。この要領及び「大阪府インターンシップの実施に関する要綱」をご理解の上、在籍する大学（院）のインターンシップ担当窓口を通じて応募してください。「インターンシップ参加希望調書」の様式や受入所属一覧については、大阪府ホームページよりご確認ください。

大阪府HP（「インターンシップ」で検索） → インターンシップ制度

→ 令和8年度大阪府インターンシップ生募集の概要

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040030/jinji/intern/intern.html>

1 実習を希望する学生自身の手続き

手順	提出方法
① インターンシップ参加希望調書の提出	在籍する大学（院）のインターンシップ担当窓口提出してください。
② エントリーシート	「大阪府行政オンラインシステム」にて申請してください。【※6月18日（木）以降】

インターンシップ参加希望調書

- 必ず Excel データで提出してください。
- 在籍する大学（院）のインターンシップ担当窓口提出してください。いかなる場合でも学生個人から府への直接の応募は受け付けません。各大学（院）における応募方法等については、在籍する大学（院）のインターンシップ担当窓口にお問い合わせください。
- 「インターンシップ参加希望調書」に記載した情報は、大阪府インターンシップ制度の円滑な実施及び大阪府政に関する情報提供のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。

エントリーシート

- 大学（院）のインターンシップ担当窓口からの応募が確認できた学生本人宛に、6月18日（木）以降、エントリーシートの提出案内をメールで送付します。
- エントリーシートは「大阪府行政オンラインシステム」より提出していただきます。
※提出には大阪府行政オンラインシステムへの利用者登録が必要です。登録方法は[こちら](#)（登録時には「個人として登録する」を選択してください。）
- エントリーシートでは主に以下の項目を回答していただく予定です。提出期間は1週間程度を予定しておりますので、必ず期限内に提出できるよう、事前準備をお願いします。

〈エントリーシート入力項目〉

- ・氏名、生年月日、連絡先、取得済み免許等の本人情報
- ・インターンシップ、クラブ活動等への参加経歴
- ・実習を希望する受入所属とその理由（第1～第5希望）
- ・その他の希望
- ・参加可能日程
- ・大阪府のインターンシップへの参加を志望する理由・実習に向けての抱負について

2 エントリーシート提出時の留意事項

●実習を希望する受入所属・期間について	
「第1希望～第5希望」欄	「受入所属一覧」に記載する番号・所属名称（部局名・所属名）を、第1希望から第5希望まで入力することができます。受入条件等がある場合がありますので、ご注意ください。 —インターンシップ生としての実習時間— 「受入所属一覧」に特に明記のない場合は、原則として週休日（土曜日・日曜日）・祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時15分から午後5時45分までです。
「その他の希望」欄	第1希望から第5希望までに記入した所属での受入れが難しい場合において、希望所属以外の業務であってもインターンシップ生としての実習を希望する場合は、「どんな業務でもやりたい」という項目で「はい」を選択した上で、興味のある業務、キーワード（複数選択可）を選択してください。 なお、希望業務への応募が集中した場合、 <u>実習に参加できなくなる可能性がありますので、できるだけ「その他の希望」欄にも記入してください。</u>
「参加可能日程等」欄	原則として、事後ガイダンスを含む期間中の <u>全ての日程で実習に従事できることが応募の条件</u> となります。事後ガイダンスは、以下の日程で開催予定です。開催場所は、咲洲庁舎を予定しています。 事後ふりかえりについては、実習最終日の午後実施予定。 ※インターンシップ生の実習プログラムは、各実習期間の日程に合わせて作成しますので、出席できない日があると実習そのものに支障を来たすばかりでなく、受入所属の業務に影響が出る場合があります。 <u>※大学の講義や試験等、やむを得ない事情で実習に従事できない日がある場合は、備考欄に必ず記入してください（アルバイト・旅行・クラブ活動・サークル活動等の理由による欠席は認められません。）。</u> ※健康状態等で事前に申し出ておきたい事項があれば、記入してください。

3 インターンシップ生の決定及び保険の加入について

- インターンシップ生としての受入可否は、在籍する大学（院）のインターンシップ担当窓口及び学生に通知します（7月末予定）。関係者等からのお問合せにはお答えできません。
- インターンシップ生として受入決定した学生は、インターンシップに参加するにあたり、傷害保険及び賠償責任保険への加入が必須です。あわせて、誓約書と傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを証明する書面（加入者証等）の写しを提出していただきます（決定通知から約1週間後）。ついては、インターンシップ生として決定された場合は、速やかに大学（院）所定の傷害保険及び賠償責任保険に加入してください。

4 インターンシップ生の修了証明書・評価書等の必要状況について

- 受入決定後、実習に伴う修了証明書・評価書等の発行が必要な場合は、原則、大阪府所定の「修了証明書」及び実習時にインターンシップ生全員が記入する「実習報告書」（実習担当者の記名あり）をもって修了証明書・評価書等とさせていただきます。
- 修了証明書・評価書等の発行が必要な場合や、大阪府所定様式での代用ができない場合は、その旨を在籍する大学（院）のインターンシップ担当窓口へ報告し、所定の手続きを行ってもらうよう依頼してください。なお、修了証明書・評価書等の発行については大学（院）のインターンシップ担当窓口を通じて府に報告いただくことになっています。実習開始後に実習生が直接、受入所属に修了証明書・評価書等の記入様式を持参することのないようにしてください。大学（院）のインターンシップ担当窓口より、あらかじめ大阪府インターンシップ事務局に発行依頼がない場合には、発行できませんのでご注意ください。

5 その他

- 受入決定後に辞退者が発生すると、他の応募者や受入所属等に変な迷惑がかかりますので、必ず実習に参加できる方のみご応募ください。
- 講義及び試験日程の変更などの理由により、エントリーシートで回答した「参加可能日程等」欄に変更が生じた場合等は、直ちに以下の連絡先に連絡してください。

連絡先：大阪府総務部人事課人事・育成グループ インターンシップ担当
電話番号：06-6941-0351（内線 2142）
E-mail：jinji-g14@gbox.pref.osaka.lg.jp

- 大阪府では、軽装勤務を奨励しています。実習期間中は、執務における服装として信用と品位を損なわず、不快感を与えない清潔感のある軽装（たとえば、ノージャケット、ノーネクタイなど）で実習に臨んでください。